

長 期

群 総 第 1 0 号

令 和 3 年 3 月 1 日

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

警察署協議会に関する留意事項について（通達）

警察署協議会に関する留意事項については、以下のとおりとする。

なお、警察署協議会に関する当面の方針及び留意事項について（平成13年3月30日付け群務第179号通達）は、廃止する。

記

1 警察署協議会の基本

警察署協議会は、警察署長が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等（管轄区域内の住民、管轄区域内に通勤等をする者及び管轄区域内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。）の意見を聴くための機関である。

また、警察署協議会は、警察署長が警察署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもある。

2 委員

(1) 候補者の人選

委員の候補者は、住民等及び自治体、学校その他業務上地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を人選する。

候補者の人選に当たっては、特定の居住地域、所属組織、年齢層等特定分野に偏り、又は固定化することのないように留意し、自治会、自治体、学校等の意見を聴き、又は推薦を受けるなどして人選すること。

また、女性の登用率にも配意し、推薦者を人選するほか、委員数の多い警察署にあっては、幅広い年齢層の確保に努めること。

(2) 推薦の時期

警察署長が公安委員会に対して行う委員の推薦は、平成13年6月1日（群馬県警察署協議会条例施行日）を始期として、隔年5月31日に委員の任期の満了を迎えることから、概ね1ヶ月前の日を期日とする。

(3) 任期

条例において、委員の任期は2年、再任は1回限りと規定している。

なお、任期満了前に委員が変わった場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間を1期目とすること。

(4) 解嘱

委員たるにふさわしくない非行があった場合及び委員の死亡、心身の故障、当該警察署の管轄外への転居等委員としての責務を果たすことができないと認められる場合には、本部長を経て公安委員会に報告すること。

3 運営

(1) 警察署協議会の在り方

ア 警察署長による諮問

定例会議での諮問については、実現可能性のあるものとし、地域の安全に関する問題についての具体的資料や、二者択一的な対応方策案等を事前に委員に示して積極的な意見を促すなど、協議会としての答申を得るよう、配意すること。

イ 協議会委員の提言拡大

定例会議においては、積極的に委員に対して発言を求める機会を設け、委員から意見や提言を引き出すこと。

ウ 事前テーマの設定

定例会議の開催に当たっては、事前にテーマを設定し、委員の事前準備を促すこと。

エ 効果的な視察

警察業務の理解を深めるための視察は必要であるが、視察のみが目的となっていて、視察しても要望や意見に繋がらないなど、署の業務運営に反映できない視察は計画段階で再検討すること。

オ その他

定例会議の開催に当たっては、会議資料を委員に事前配布することや、協議会委員と警察幹部との一問一答形式にとらわれず、協議会委

員のみ（事務局は同席可）の検討協議時間を設定する等の工夫を図ること。

(2) 会議

ア 開催

- 定例会議のうち、次の年の業務重点案に関する会議は、全警察署において年1回開催（時期については、11月～12月）とする。
- 定例会議のうち、一定期間終了後に行う警察署の業務状況及び以後の業務運営に関する会議は、原則として、おおむね四半期ごとに1回の開催とする。
- 臨時会議は、「住民等がその解決を強く望んでいると認められる事項等」がある場合に、適宜開催する。

イ 開催連絡

会議の開催連絡は、適宜の方法により、各委員に通知し、これを受けた委員は署長に出欠の連絡をする。

会議の招集は会長が行うことから、事前に、会長に開催日時の承認を受け、会長名で通知すること。

ウ 開催場所

原則として警察署とする。

エ 出席者

警察の会議出席者は、原則として署長及び副署長であるが、議事が細部にわたると見込まれるとき等においては、業務に間隙を生じさせない範囲で関係課長等も出席させること。

オ 会議資料

会議資料については、既存資料も有効に活用すること。

カ 会議の場の公開

警察署協議会における率直な意見交換の確保等に支障が及ぶおそれのほか、プライバシーにわたる発言への対応等が難しいことから、議事概要の公表をもって公開性への対応とする。

キ 会議記録

議事の概要を議事録として作成し、会長が確認する。

(3) 議事概要の公表

議事概要は、原則として県警ホームページで公表する。

(4) 庶務

警察署協議会に関する事務は、各署警務課において処理する。

なお、委員の推薦、会議資料の作成等に関しては、各課が協力して行うこと。

(5) 委員の身分

委員の身分は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員であり、地方公務員法は適用されないことに留意すること。

(6) 報酬及び旅費の支給方法

全委員に対して報酬及び旅費を支給する。

ただし、公務員等の場合、任命権者等の許可が必要となり、受領を拒否する者もいることから、受領を拒否したときは支給せず戻入すること。

また、報酬の支払方法は、原則として口座振替とし、口座振替申込書を徴する等所定の手続を行った上、振替支出とすること。

(7) 会長会議

会長会議は、必要により年1回、各警察署協議会会長を警察本部に集めて行い、その時期は、1年間の協議会活動がすべて終了する2月頃が適当である。

会長会議は、警察本部長が招集し、各警察署協議会会長のほか委嘱権者である公安委員等の出席によるものとする。

なお、会議の内容は、警察本部において検討する。